

横浜刑務所及び川越少年刑務所等における給食業務に係る運営事業 実施方針 訂正表

ページ	区分	訂正前	訂正後	備考
3	第1 特定事業の選定に関する事項 1 事業内容に関する事項 (9)事業スケジュール 事業開始	(川越)令和8年2月頃	(川越)令和8年3月頃	
3	第1 特定事業の選定に関する事項 1 事業内容に関する事項 (9)事業スケジュール 運営期間	(川越)令和8年2月頃～令和21年3月	(川越)令和8年3月頃～令和21年3月	
3	第1 特定事業の選定に関する事項 1 事業内容に関する事項 (9) 事業者の収入 イ 支払方法	国は、令和7年1月を第1回とし、令和21年4月を最終回として、四半期ごと、全52回に分けてPFI事業費を支払う。	国は、令和7年1月を第1回とし、令和21年4月を最終回として、四半期ごと、全58回に分けてPFI事業費を支払う。	
3	第1 特定事業の選定に関する事項 1 事業内容に関する事項 (9) 事業者の収入 イ 支払方法	<u>ただし、さいたま拘置支所、熊谷拘置支所及びさいたま少年鑑別所の食料費は、必要数を国と協議した上で実費払とする。</u>	(削除)	
7	第2 民間事業者の募集及び剪定に関する事項 3 選定手続等 (7) 入札説明書等の公表	選定することとし、その旨官報により公告し、公告内容及び入札説明書等を法務省ウェブサイトへの掲載その他適宜の方法により公表する。	選定することとし、公告内容及び入札説明書等を法務省ウェブサイトへの掲載その他適宜の方法により公表する。	